

様式第 2 号（第 9 条関係）

富士吉田市公告第 4 1 号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおりプロポーザル方式における参加者を招聘します。

令和 8 年 7 月 3 日

富士吉田市長 堀内 茂

1. 件名、履行内容及び履行期限

件 名： 富士吉田市宿泊税制度周知業務委託

履行内容：別添「富士吉田市宿泊税制度周知業務委託仕様書」に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

履行期限：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2. 参加者の資格要件及び参加条件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 富士吉田市入札参加資格者名簿に登載され、当該契約案件に対応する種目について登録が認められた者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③ 富士吉田市の指名停止処分の期間中でないこと。
- ④ 営業停止処分は受けていないこと。
- ⑤ 提案意思確認書提出期限の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りは出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、

- 処分を受けた日から2年を経過していることを含む。)
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立はしていないこと。
 - ⑦ 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
 - ⑧ 富士吉田市に納税義務がある参加者の場合にあっては、市税等の滞納がないこと。
 - ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触していないこと。

3. 担当部課

富士吉田市 総務部税務課市民税担当（富士吉田市役所本館1階）

住所：〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6-1-1

T E L : 22-1111 内線 139

F A X : 0555-22-1303

E-MAIL : zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp

4. プロポーザル参加申請書及び企画提案書等提出期限・場所・方法

プロポーザル参加申請書

提出期限：令和8年7月17日（金）午後4時までに必着のこと。

提出場所：富士吉田市総務部税務課市民税担当

提出方法：受付場所へ持参または郵送すること。

持参にあっては土・日曜日を除く午前10時から午後4時までとし、郵送にあっては（簡易）書留郵便により提出期限までに必着のこと。

企画提案書等

提出期限：令和8年7月24日（金）午後4時までに必着のこと。

提出場所：富士吉田市総務部税務課市民税担当

提出方法：受付場所へ持参または郵送すること。

持参にあつては土・日曜日を除く午前10時から午後4時までとし、郵送にあつては（簡易）書留郵便により提出期限までに必着のこと。

5. 説明会の有無及び日程

説明会の開催なし

6. 企画提案書を特定するための評価基準及び評価方法

企画提案書等を提出したものに対して、書面審査を行い、デザイン・企画力、請負金額、独自提案を審査して選定する。

7. 業者選定予定日

令和8年7月31日（金）（予定）

8. 結果公表の方法

審査結果については、参加業者すべてに「審査結果通知書」を交付する。
なお、選定結果に関する異議申立等は、一切受け付けない。

10. 予定価格（提案上限額）

金 2,596,600 円（税抜き）

11. 審査結果が同点となった場合の措置

最適者が複数となった場合には、「富士吉田市宿泊税制度周知業務事業者評価委員会」の協議により、最上位者を決定する。

12. 参加者が2者未満となった場合の措置

参加申込者・提案事業者が2者未満の場合であっても、最低基準点を設け評価委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

13. その他必要な事項

その他、必要な事項については、「富士吉田市宿泊税制度周知業務公募型プロジェクト実施要項」を参照。